

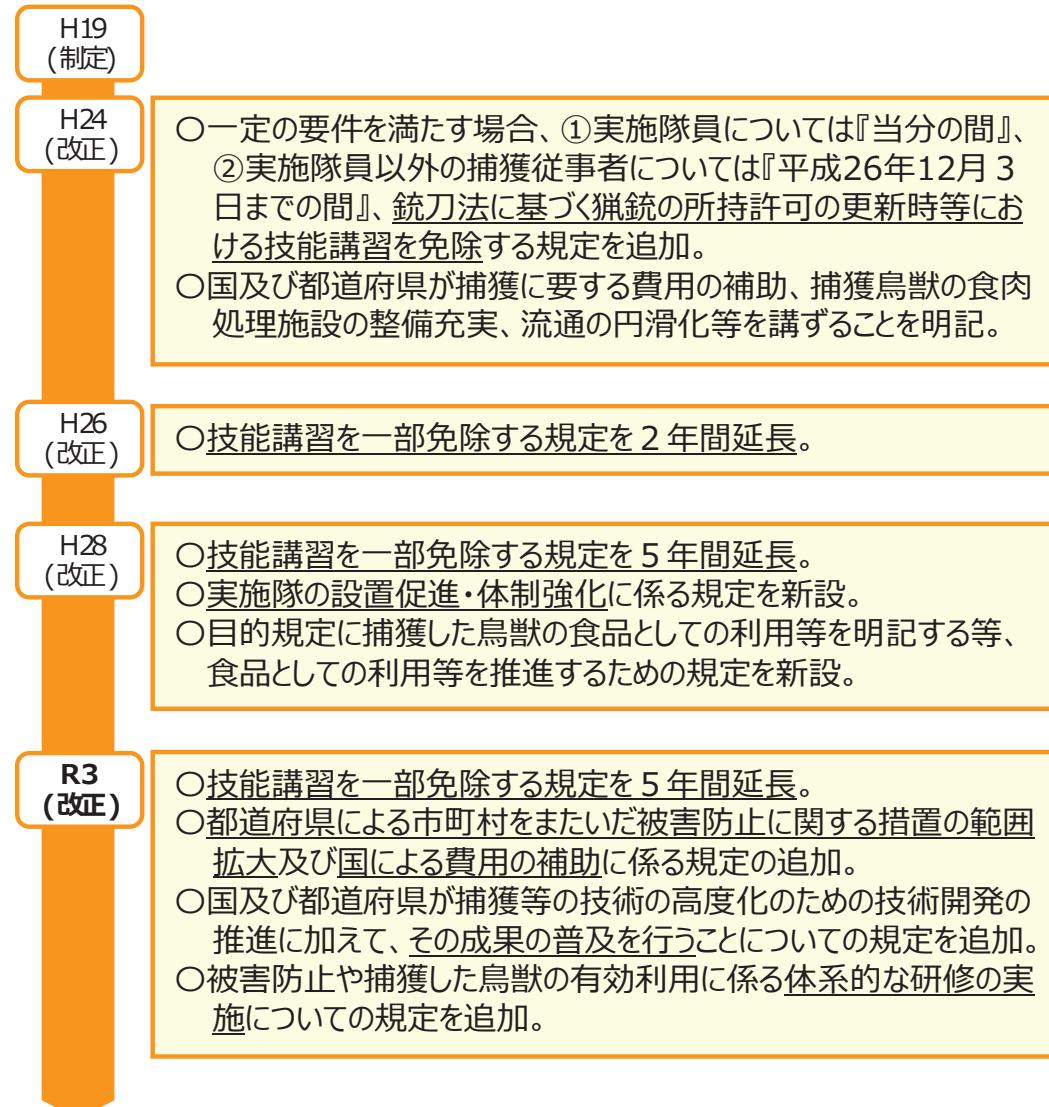
鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が全会一致で成立、平成20年2月から施行。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年、28年及び**令和3年に改正**。
- 現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことを支援する等の内容。
- 令和3年の改正で都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置等を規定。

【概要】



【沿革】



鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の概要

【活動内容】 捕獲活動、防護柵の設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の実施



捕獲活動



柵の設置



緩衝帯の設置



追払い

(その他、農業者への指導・助言や生息状況調査など)

【隊員構成】

市町村長が ① 市町村職員から指名する者、② 対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者

から構成され、隊員は公務として被害対策に従事

【設置に必要な市町村の手続き】

- ① 市町村長が隊員を任命又は指名する ② 隊員の報酬や補償措置を条例で定める

【実施隊員へのメリット措置】

主として捕獲に
従事する隊員

- 狩猟税は非課税
(狩猟者(散弾銃等)16,500円→0円)

民間の隊員
(非常勤の公務員)

- 公務災害の適用

銃刀法の技能講習

- 一定の要件を満たす隊員は、**獵銃所持許可の更新等における技能講習が免除**

ライフル銃の所持許可

- 繼続10年以上獵銃の所持がなくても、
ライフル銃の所持許可の対象になり得る

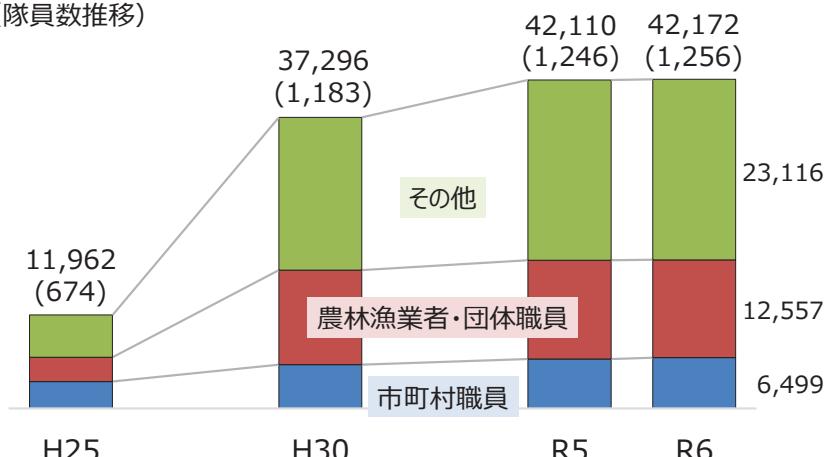
※実施隊員以外で捕獲に従事する者については、

- 獣猟税は半額に減額
- **技能講習については令和9年4月15日まで免除**
- ライフル銃の所持許可に係る特例措置の対象になり得る

【設置状況】

令和6年4月時点で1,256市町村で設置 (隊員数 : 42,172名)

(隊員数推移)



【出典】鳥獣対策・農村環境課調べ ※ 各年4月時点。括弧内は実施隊設置市町村数
その他には一部所属未回答の者が含まれる。